

## 地域の特性と東日本大震災の影響を最大限に考慮した衆議院小選挙区の区割り改定を求める意見書

令和2年国勢調査の確定値が昨年11月30日に公表され、国から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」で定められたアダムズ方式による都道府県ごとの衆議院小選挙区の定数が示されたところである。定数減となった当該自治体においては「都市偏重」「現行方式の妥当性の検討」など、地方の議席減に対する懸念が高まっている。

当県は、前回の区割り改定において、福島3区だった西郷村が福島4区に編入されており、地理的条件を始め、それぞれの気候風土、歴史や文化、さらには経済圏域や生活圏域などの地域としての一定性の考慮がなされずに地域の分断を余儀なくされた経緯がある。とりわけ、当県は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在でも約2万7千人の県民が県外に避難しているなど、復興は道半ばであり、当県の実情を加味しない機械的な数合わせによる変更には違和感を覚える。

よって、国においては、地域の特性と東日本大震災の影響を最大限に考慮した衆議院小選挙区の区割り改定の実現のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 機械的に定数を割り振るだけでは、過疎地域の選出議員だけが減ることは明らかであり、地方の実情が国政に反映しにくい状況が生じ、国が推し進める地方創生にも逆行することになる。そのため、区割り改定案の作成に当たっては、単なる数合わせによる地域の分断を避けるとともに、地域の特性を十分に考慮し、慎重に審議すること。
- 2 当県は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在でも約2万7千人の県民が県外に避難しており、また、今後の避難指示の解除等により、人口は不安定かつ流動的であることから、人口の算定や区割りの改定に当たっては、当県の特殊事情について十分に考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
宛て

福島県議会議長 渡辺義信